

医科点数表の解釈 令和2年4月版

Web追補 No.9 (令和3年2月号)

令和3年2月10日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和3年1月29日 保医発0129第1号 (令和3年2月1日適用)
 - 令和3年1月29日 保医発0129第3号 (令和3年2月1日適用)
 - 令和3年2月3日 保医発0203第2号 (令和3年2月3日適用)

 - 「令和3年2月1日保発0201第3号」により、
 - ・「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和2年3月5日保発0305第2号)
 - 「令和3年2月1日保医発0201第1号」により、
 - ・「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和3年3月5日保医発0305第13号)
 - 「令和3年2月1日保医発0201第2号」により、
 - ・「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」(平成18年3月13日保医発第0313003号)
 - ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和2年3月5日保医発0305第1号)
 - ・「基本診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)
 - ・「特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第3号)
- の改正があり、各通知の様式の改正が行われています(通知の発出日(令和3年2月1日)適用)。
改正の内容については、『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに各通知を掲載していますので本追補と併せてご確認ください。
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

 - 以下の事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その48)」(令和3年1月19日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その49)」(令和3年1月22日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その50)」(令和3年1月26日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その51)」(令和3年1月29日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その52)」(令和3年2月2日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その53)」(令和3年2月3日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その54)」(令和3年2月9日医療課事務連絡)

 - 本書巻末の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースに掲載してまいりますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
420	右	上から3行目	F E I A法又はL A法 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	E L I S A法, F E I A法又はL A法
420	右	上から15行目	(令 2. 4.30 保医発 0430 3) (令 2. 9.30 保医発 0930 3) 〔黄色網かけはWeb追補No.4にて改正済み〕	(令 2. 4.30 保医発 0430 3) (令 2. 9.30 保医発 0930 3) (令 3. 1.29 保医発 0129 1)

頁	欄	行	変更前	変更後
457			<p>[D013肝炎ウイルス関連検査の「14」HBVジェノタイプ判定の所定点数(340点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ インターフェロン-λ3 (IFN-λ3)</p> <p>ア COVID-19と診断された患者(呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。)の重症化リスクの判定補助を目的として、2ステップサンドイッチ法を用いた化学発光酵素免疫測定法により、インターフェロン-λ3 (IFN-λ3)を測定した場合は、D013肝炎ウイルス関連検査の「14」HBVジェノタイプ判定の所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査を2回以上算定する場合は、前回の検査結果が基準値未満であることを確認すること。</p> <p>ウ 本検査の実施に際し、D013肝炎ウイルス関連検査の「14」HBVジェノタイプ判定の所定点数を準用して算定する場合は、D013肝炎ウイルス関連検査の「注」に定める規定は適用しない。 </p> <p style="text-align: right;">(令 3. 2. 3 保医発 0203 2)</p>	
460			<p>[D014自己抗体検査の「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数(300点)を準用する項目として追加]</p> <p>◇ 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により血清中のSCCA2量を測定した場合は、D014自己抗体検査の「35」抗デスモグレイン1抗体の所定点数を準用して、月1回を限度として算定する。ただし、本検査及びD015血漿蛋白免疫学的検査の「18」TARCを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。 </p> <p style="text-align: right;">(令 3. 1. 29 保医発 0129 1)</p>	
1006	—	上から3行目	<p style="text-align: center;">(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)</p> <p>(最終改正 ; 令 2. 12. 28 保医発 1228 1)</p> <p>[黄色網かけはWeb追補No. 8等にて改正済み]</p>	<p style="text-align: center;">(令 2. 3. 5 保医発 0305 9)</p> <p>(最終改正 ; 令 3. 1. 29 保医発 0129 3)</p>
1012	左	下から16行目	再狭窄抑制型	大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合
1012	左	下から13行目	再狭窄抑制型を	再狭窄抑制型を、大腿膝窩動脈の自家血管の狭窄病変のうち
1012	左	下から7行目	[次行に追加]	エ ブラッドアクセス用のシャントの狭窄病変又は閉塞病変に対し再狭窄抑制型を用いる場合は、関連学会が定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。